

○可決した議案

《条例の改正》

◇西粟倉村国保税条例
◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例

◇西粟倉村職員の給与に関する条例
◇岡山県市町村総合事務組合の組合

市町村数の増加及び規約の変更

井上吉男代表監査委員から決算審査意見の報告の後、可決認定されました。

《陳情》

◇猪・鹿等の獣害対策強化に関する要望書

要望者 西粟倉村農業委員会

採択

《補正予算》

◇一般会計

補正額 八,三九六千円

予算総額一,四三五,四六九千円

◇国保事業会計

補正額 二,七三三千円

◇国保診療所会計

補正額 二,一〇〇千円

◇予算総額

八五,三三五千円

◇老人保健会計

補正額 二五〇千円

予算総額 二三一,七九四千円

◇簡易水道事業会計

補正額 五二五千円

予算総額 七四,〇四二千円

◇農業集落排水事業会計

補正額 五〇〇千円

予算総額 七五,六一八千円

《決算認定》

◇平成十八年度レストセンターあわくらんど事業会計

◇平成十八年度農業集落排水事業会計

産業建設課からのお知らせ

ごみの分別について

7月11日、環境衛生委員会がありました。各地区の委員の方から現状を報告していただきたところ、分別が守られている地区、そうでない地区がありました。

守られている地区の多くは、ゴミ袋に名前が書いてありました。自分ではきちんと出したつもりでも、回収基準に満たない場合もあります。そうなった場合、ごみステーションに残され、誰が出したごみかわからず、そのまま放置されていることがあります。まずは、名前を書くところから守ついくようにしましょう。

生ごみ処理機器 補助金制度について

各家庭から排出されるごみを減らすことを目的として、本村では、平成14年度から生ごみ処理機器の購入について補助金制度を実施しています。上限は2万円です。ご購入を考えられている方は、役場産業建設課（279-1211）までご相談ください。



ごみ分別カレンダーや、ガイドブックを見ても出し方がわからない場合は、役場産業建設課（279-1211）までご相談ください。

○ペットボトルのラベルとキャップがはがされていない
○ジュース缶やビンが、コンテナに入っていない（袋に入っている）
○燃えるごみの中に、資源ごみがよく混ざっている
○プラスチック製容器包装がよく洗われていない